



計画の基本的な考え方

1 計画の基本的視点

宇治市では、「子ども」本人の利益を最優先に支援しながら、子育てを担う父母等の「家庭」への支援について、行政だけではなく、「地域」とともに取り組んでいく考え方を今後も継続していきます。本計画では、「宇治市子ども・子育て支援事業計画」及び「宇治市子どもの貧困対策推進計画」における基本的視点を踏襲し、「子どもの視点」・「家庭の視点」・「地域社会の視点」をもとにこれまでの成果と課題をふまえて新たに「宇治市子どもまんなかプラン」として展開していきます。

(1) 「子どもの視点」に立った支援

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは家族の愛情のもとに養育され、自らも家族や社会の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。「子どもの視点」に立ち、子どもの意見を尊重しながら、幼児期の人格形成を培う教育・保育が良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、生まれた環境に左右されず、誰もが健やかな成長と発達が等しく保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取組を進めます。

(2) 「家庭の視点」に立った支援

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、子育てをするすべての家庭及び子どもを対象として、それぞれのニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させ、ライフステージに応じて切れ目のない支援を行っていくことが必要です。そのためにも、「家庭の視点」に立ち、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うとともに、特に配慮を要する家庭には適切な支援を広げ、子育ての不安や負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる取組を進めます。

(3)「地域社会の視点」に立った支援

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

「地域社会の視点」に立ち、地域の実情をふまえ、子育てにやさしいまちをみんなでつくるために、身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけではなく社会全体で子育てを支えることができるような仕組みづくり、まちの風土づくりに取り組みます。

2 基本理念

本計画は、「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画」及び「宇治市子どもの貧困対策推進計画」を引き継ぎつつ、子どもの成長を地域全体で支える風土、子育て環境づくりを、子ども、子育て世代、関係機関、行政の“みんなで”つくりあげ、「子どもの夢と笑顔を育むまち」の実現することを目指して、以下のように基本理念を定めます。

配慮を要する家庭も含めたすべての人が子育てに喜びと希望を持ち、宇治で子育てしたい、してよかった、“宇治の子育てめっちゃいいやん”と思えるような、子育て・子育て支援の環境整備に宇治市にかかわる全員で取り組みます。

みんなでつくる 子どもの夢と笑顔を育むまち 宇治



3 基本目標

基本理念の実現を目指し、以下の5つの基本目標を設定します。

基本目標1 「子どもまんなか」のまちづくりの推進

子どもが権利をもつ主体であるという認識のもと、子どもの意見を尊重し、誰もが健やかに、安心して成長できるまちづくりに努めます。

すべての子どもが、いじめや犯罪といった様々な障害に妨げられることなく、将来に対して夢や希望を持って成長し、それを社会全体として応援できるまちづくりを進めていきます。

■施策の方向性

- (1) 子どもの人権を大切にする取組の推進
- (2) 子どもを守る、安全・安心なまちづくりの推進
- (3) 子どもの夢を応援する取組の推進

基本目標2 安心して子育て・子育てができる切れ目のない支援の充実

子育てに関する相談体制や情報提供の充実や経済的支援の充実により、様々な子育てや教育に関する不安や負担感の軽減をはじめ、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組みます。

また、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後児童対策の充実を図っていくとともに、男性の家事・子育てへの参加により、共働きや共育ての推進など、男女共同参画による子育てを促進し、子育てしやすい環境づくりを推進します。

■施策の方向性

- (1) 子育ての相談や適切な情報提供手段の充実
- (2) 【妊娠期～幼児期】妊娠期からの切れ目のない支援の推進
- (3) 【学童期～思春期】子どもが健やかに学び、育つことができる環境づくり
- (4) 子育てや教育の経済的負担への支援の充実
- (5) 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

基本目標3 配慮を要する家庭へのきめ細やかな取組の推進

障害のある児童やひとり親家庭の児童等、配慮が必要な子どもや保護者、家庭を対象に、関係機関等が連携を図りながら、それぞれのニーズに応じた継続的な支援を充実します。

また、児童虐待防止、ヤングケアラー、医療的ケア児への支援をさらに進めるとともに、相談対応の充実を図ります。

■施策の方向性

- (1) 児童虐待防止、ヤングケアラー等への対応の充実
- (2) 障害等、社会的養護が必要な子どもや家庭への支援

基本目標4 人と人がつながる、子どもにやさしい地域づくりの推進

行政や子育て・子育てに関わる団体だけではなく、まちに暮らすすべての人がネットワークを築くことにより、地域の大人たちが子どもや子育てを見守り、まち全体で子どもの育ちを支える風土が醸成されるための取組を行うとともに、まちじゅうで様々な遊びや体験、交流できる場をつくり、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりを行います。

また、これらの取組を推進するため、「子育てにやさしいまち実現プロジェクト」として、地域で活動されている方々と連携しながら、子育てしやすい環境整備や、地域で子どもの育ちを支援する機運の醸成などに着目した施策展開に部局横断で取り組みます。

■施策の方向性

- (1) 地域とともに子育て風土を醸成する環境づくり
- (2) まちじゅうで学び、遊び、交流できる「場」づくりの推進
- (3) 地域・関係機関とのネットワークの充実強化



基本目標5 誰もが健やかに成長できる環境づくりの推進

すべての子どもが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、学力の育成や誰もが健やかに成長できる環境づくりを通じて「生きる力」の育成に努めます。

また、支援を要する子どもや家庭に対し、国や府、地域、関係機関とのネットワークを築き、相談体系の充実と経済的負担の軽減、就労支援等により生活基盤を支える取組を進めます。

■施策の方向性

- (1) 「生きる力」の育成と青少年の健全育成のための取組
- (2) 生活基盤を支えるための経済的負担軽減や就労対策
- (3) ひとり親家庭等への支援



4 施策の体系

本計画は、基本理念を実現するため、5つの基本目標で構成されています。

【基本理念】

みんなでつくる 子どもの夢と笑顔を育むまち 宇治

基本目標 1

「子どもまんなか」のまちづくりの推進・・・・・・・・・・P. 45

(1) 子どもの人権を大切にする取組の推進

- ① 子どものための相談・支援体制の充実
- ② 子どもの人権に関する普及と啓発

(2) 子どもを守る、安全・安心なまちづくりの推進

- ① 交通環境の改善
- ② 交通安全対策の推進
- ③ 公共的空間における設備の充実
- ④ 防犯対策

(3) 子どもの夢を応援する取組の推進

- ① 活躍・挑戦の場の創出
- ② 夢ある子どもを育む取組の実施

基本目標 2

安心して子育て・子育てができる切れ目のない支援の充実・・・・・・・・・・P. 50

(1) 子育ての相談や適切な情報提供手段の充実

- ① 子育て支援サービスや市民活動のデジタル技術も活用した広報等の充実
- ② 身近な相談窓口の充実

(2) 【妊娠期～幼児期】妊娠期からの切れ目のない支援の推進

- ① 妊産婦等への支援
- ② 乳幼児健診及びフォロー体制の推進
- ③ 就学前教育・保育の充実
- ④ 教育・保育の施設整備
- ⑤ 医療機関等との連携の強化
- ⑥ こども家庭センターの充実

(3) 【学童期～思春期】子どもが健やかに学び、育つことができる環境づくり

- ① 学校教育の充実
- ② 教育・保育の施設整備
- ③ 学童期・思春期における保健対策の充実

(4) 子育てや教育の経済的負担への支援の充実

- ① 子育て家庭の負担軽減の促進
- ② 住宅等の居住環境の整備

(5) 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

- ① 多様な保育サービスの提供
- ② 柔軟な保育施設の運営
- ③ 総合的な放課後児童対策
- ④ ワーク・ライフ・バランスの実現への取組の推進
- ⑤ 子育て家庭への就労支援の促進
- ⑥ 固定的な性別役割分担意識の解消の推進

基本目標 3

配慮を要する家庭へのきめ細かな取組の推進・・・・・・・・・・ P. 65

(1) 児童虐待防止、ヤングケアラー等への対応の充実

- ① 児童虐待防止等のための体制強化
- ② 児童虐待防止のための啓発の強化

(2) 障害等、社会的養護が必要な子どもや家庭への支援

- ① 障害のある児童等への支援の促進
- ② 障害のある児童等の保育・教育・放課後対策等の推進

基本目標 4

人と人がつながる、子どもにやさしい地域づくりの推進・・・・・・・・ P. 68

(1) 地域とともに子育て風土を醸成する環境づくり

- ① 子ども・子育てにおける地域への啓発
- ② 民生児童委員活動の充実
- ③ 各種団体活動への支援
- ④ 身近な施設の有効活用
- ⑤ ファミリー・サポート・センターの充実
- ⑥ 市民活動等による多様な子育て支援事業の推進
- ⑦ 地域ぐるみの次世代育成
- ⑧ 地域活動における交流の促進
- ⑨ 生涯学習活動における交流の促進
- ⑩ 子育てサークルの育成・支援
- ⑪ 保護者と子どもの交流の場づくりの促進
- ⑫ 市民活動のネットワーク化の促進
- ⑬ 地域子育て支援拠点の充実

(2) まちじゅうで学び、遊び、交流できる「場」づくりの推進

- ① 公園・緑地等の環境整備
- ② 保護者と子どもで遊べる場の確保
- ③ 自由に遊べる場の確保
- ④ 体験と交流の学習機会の促進
- ⑤ スポーツ・レクリエーションや文化・芸術活動の促進
- ⑥ 生涯学習や図書館事業等の充実
- ⑦ 子どものまちづくりへの参加の促進
- ⑧ 学びや遊びの情報提供の充実

(3) 地域・関係機関とのネットワークの充実強化

- ① 地域・関係機関との支援体制づくりの推進
- ② 国・府等における各種施策との連携
- ③ 調査研究・情報収集の実施

基本目標 5

誰もが健やかに成長できる環境づくりの推進・・・・・・・・・・ P. 78

(1) 「生きる力」の育成と青少年の健全育成のための取組

- ① 青少年の健全育成の推進
- ② 有害環境対策
- ③ 子育て期の保護者への支援
- ④ 次代を担う子どもへの啓発活動の推進
- ⑤ 家庭の子育て・教育力の強化
- ⑥ DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶と対応
- ⑦ 学習支援の充実

(2) 生活基盤を支えるための経済的負担軽減や就労対策

- ① 生活保護・生活困窮世帯等への就労支援体制の強化
- ② 経済的負担軽減の取組の推進
- ③ 生活困難や生活課題の解決に向けた支援

(3) ひとり親家庭等への支援

- ① ひとり親家庭等への相談等の充実
- ② ひとり親等への就労・経済的支援の充実